

確定申告

所得税の確定申告、市県民税（兼国民健康保険税）の申告をお忘れなく！

早めの準備で正しい申告

今年も所得税の確定申告、市県民税（兼国民健康保険税）の申告時期が近づいてきました。次頁日程で申告を受け付けますので早めに準備して、指定日に申告を済ませましょう。（やむを得ない場合を除いて、指定された日時にお越しください。なお、土日は休みとなります。）

市県民税の申告

所得税の確定申告

◎申告が必要な人

原則として、平成21年1月1日現在で南島原市に住所がある人は申告が必要です。国民健康保険加入世帯は保険税減額判定のため、また所得証明書などの公的証明書の発行のためには申告が必要ですので、収入がなくても必ず申告を行ってください。

◎申告が必要な人

①平成20年中の合計所得が、各種所得控除（基礎控除、配偶者控除、扶養控除など）の合計を超える人
②給与の年収が2000万円を超える人
③土地や建物などを売った人
④1カ所から給与を受けていて、給与所得や退職所得以外の所得合計が20万円を超える人
⑤2カ所以上から給与を受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）との合計額が20万円を超える人

◎申告の必要がない人

①税務署へ確定申告をした人
②前年中に給与所得以外の所得を有しなかった人で、年末調整が済んでいる人
③前年中に公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった人で、ほかに控除の必要がない人
※ただし、右記該当者でも申告する必要がある場合もあります。



申告に必要なもの



■金融機関預金通帳
(還付時の口座確認のため)



■国民年金保険料控除証明書



■帳簿



■印鑑



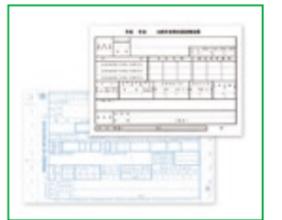
■医療費領収書
(病院と薬局などの仕分けをしておいてください)



■地震保険料支払証明書
■生命保険料支払証明書



■領収書など



給与や年金収入のある人
■源泉徴収票
■公的年金等の源泉徴収票

所得税・市県民税の申告

2月16日(月)から
3月16日(月)まで

所得税・市県民税の主な変更点

所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった人

平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている人で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税（所得割）から控除できます。

- 控除を受けるためには、平成21年3月16日(月)までに申告書の提出が必要です。
- 所得税の確定申告をされない人
源泉徴収票を添付して市役所へ提出。
- 所得税の確定申告をされる人
所得税の確定申告書とともに税務署へ提出。（市役所で確定申告をされる人は住宅ローン控除の申告も同時にできます。）

寄附金控除が拡充されます

個人住民税の寄附金控除が、従来の所得控除方式から税額控除方式に変わりました。

また、対象となる寄附金のうち、地方公共団体に対する寄附金（ふるさと納税）については、対象となる額の全額が控除（一定の限度まで）されます。
控除を受けるためには、平成21年3月16日(月)までに申告が必要です。（所得税の確定申告を行う人は住民税の申告は不要です。確定申告を行わない人は、住民税の申告が必要となります。）

確定申告書を作成される人へ～国税庁ホームページ～

<http://www.nta.go.jp>

「確定申告書等作成コーナー」で「申告書」が作成できます！

金額等を入力してね

自分で簡単に申告書が作成できる

「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額等を入力すれば税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色決算書などが作成できます。

作成が終わったら…

印刷して郵送等で提出

書面提出

作成した申告書等のデータは、印刷して税務署に郵送等で提出することができます。

インターネットで送信

e-Tax

国税電子申告・納税システム電子送信するためには、公的個人認証付住基カードが必要です。

申告受付期間 2月16日(月)～3月16日(月)
申告受付時間 午前9時～午後4時まで

地区名	受付会場
深江町	深江総合支所2階大会議室
布津町	布津総合支所別館1階
有家町	有家庁舎2階会議室 堂崎出張所
西有家町	西有家庁舎3階会議室
北有馬町	北有馬総合支所2階
南有馬町	南有馬庁舎3階会議室
口之津町	口之津総合支所別館1階会議室
加津佐町	総合福祉センター「希望の里」2階大会議室

※詳細は次頁以降を参照

確定申告で分からないことがありましたら、税務署または市民生活部税務課または各総合支所を会場に、記載方法などの相談を行っていますので、申告に必要な書類などを準備してお越しください。

※毎年3月に入ると窓口は大変混み合います。早めに申告書の提出をお願いします。

- お問い合わせ
南島原市 市民生活部 税務課
☎050(3381)5023
島原税務署 ☎0957(62)3281
(自動音声にてご案内します)
- ・確定申告に関するお問い合わせは「0」
 - ・国税に関する一般的なご相談は「1」
 - ・税務署からの照会やお尋ねまたは職員にご用の場合は「2」